

令和 6 年 3 月臨時

中標津町教育委員会議事録

令和6年3月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和6年3月27日（水）13時00分～13時30分

2 場 所 中標津町役場1階101号会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	細 谷 俊 輔
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	山 宮 克 彦
教育指導監	二本柳 千 尋
指導室長	佐 藤 雅 澄
管理課長	表 健 一
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
農業高校事務長	西 東 仁
学校給食センター長	加 藤 崇
総務係長	桐 島 秀 一
書 記	高 津 彩 花

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第10号 令和6年度教育委員会職員の人事異動について

議案第11号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

議案第12号 中標津町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について

- 議案第 13 号 中標津町就学援助規則の一部改正について
- 議案第 14 号 中標津町特別支援教育就学奨励補助規則の一部改正について
- 議案第 15 号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第 16 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部改正について
- 議案第 17 号 中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第 18 号 中標津町教育委員会事務局処務規程の一部改正について

【開 会】

○教育長

皆さんこんにちは。

只今から3月の臨時教育委員会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と細谷委員です。よろしくお願いします。

本日の議題は、10本です。議案1ページをご参照願います。

本日の議案第10号は、事務局及び教育機関の人事に関する事項により、中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第1号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

○教育長

それでは、議案10号は公開しないこととします。

早速議事に入りたいと思います。議案第10号からお願いします。

【議 事】

◎議案第 10 号 令和 6 年度教育委員会職員の人事異動について

非公開

◎議案第 11 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

◎議案第 12 号 中標津町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について

○管理課長

それでは、議案第 11 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正及び議案第 12 号 中標津町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正につきまして、関連がございますので一括でのご説明とさせていただきます。

資料につきましては、議案書の 3 ページから 8 ページとなります。

アルコール検知器の供給状況により、検知器の使用については適用は保留となっておりましたが、北海道教育委員会より改めて令和 5 年 12 月 1 日より検知器を使用する取扱いが適用されることとなり、道立学校職員自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正があったことから、道の改正に合わせて、議案第 11 号及び議案第 12 号の一部を改正するものでございます。

まずは、議案第 11 号の方から新旧対照表でご説明をさせていただきます。別記第 2 号様式の一部改正ということになります。左が改正前、右が改正後ということで様式の変更となります。

続いて、議案第 12 号になります。要綱の第 4 の 10 号及び第 5 の 8 号を改正するものでございます。さらに、第 5 の 9 号を新たに新設するものでございます。

最後に、附則として、議案第 11 号の規程及び第 12 号の要綱につきまして、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○教育長

議案第 11 号及び第 12 号について説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

それでは、議案第 11 号及び第 12 号については、可決されました。

続いて、議案第 13 号及び議案第 14 号について関連がありますので、一括して説明をお願いします。

◎議案第 13 号 中標津町就学援助規則の一部改正について

◎議案第 14 号 中標津町特別支援教育就学奨励補助規則の一部改正について

○学校教育課長

議案第 13 号 中標津町就学援助規則の一部改正及び第 14 号 中標津町特別支援教育就学奨励補助規則の一部改正につきまして、改正する理由が共通してございますので、一括でご説明申し上げます。

資料は 9 ページから 14 ページとなります。

今回改正する両規則につきましては、就学援助及び補助の項目にオンライン学習通信費を新たに追加するもので、国の G I G A スクール推進構想により整備しました一人一台端末の更なる活用に向け、家庭学習においてもタブレット端末を有効活用できるよう、対象となる児童、生徒へオンライン学習に必要な通信費を支給するため、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。

まずは、中標津町就学援助規則の一部改正についてご説明を申し上げますので、資料の 11 ページをご覧ください。

就学援助制度につきましては、学校教育法第 19 条において、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされているところでございます。

新旧対照表の改正後欄にあるとおり、別表第 6 条関係、援助項目のクラブ活動費の次に、新たにオンライン学習通信費を加え、援助対象経費としては、児童、生徒がオンライン学習をするために必要な通信費とし、援助学年は全学年としておりますが、同一世帯に複数の対象児童生徒がいる場合には、最も年齢の高い者を対象とするもので、援助金額として国が定める国庫補助単価の額を支給するものでございます。

同一世帯に複数の児童、生徒がいたとしても、1 家庭に支給する金額は定額となるものでございまして、現在の補助単価は 14 千円と定められておりますので、1 家庭あたり 14 千円を支給することとなります。

附則としまして、この規則は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

続きまして、中標津町特別支援教育就学奨励補助規則の一部改正についてご説明申し上げますので、資料の 14 ページをご覧ください。

特別支援学級に在籍する児童、生徒の保護者に対しては、特別支援教育の推進を計り、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に就学援助を行っております。

前段で説明申し上げました、中標津町就学援助規則と同様、別表第4条関係補助項目のクラブ活動費の次に、新たにオンライン学習通信費を加え、補助対象経費としては、児童、生徒がオンライン学習をするために必要な通信費とし、補助学年は全学年としておりますが、同一世帯に複数の対象児童、生徒がいる場合には最も年齢の高い者を対象とするもので、補助金額として国が定める国庫補助単価の1/2の額を支給するものでございます。

同一世帯に複数の児童生徒がいた場合、1家庭に支給する金額は定額となるものでございまして、現在の補助単価は14千円と定められておりますので、1家庭あたり14千円の1/2の額、7千円を支給することとなります。

附則として、この規則は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上、中標津町就学援助規則及び中標津町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部改正についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

○教育長

議案第13号及び議案第14号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。それでは、議案第13号及び第14号については、可決されました。

続きまして、議案第15号をお願いします。

◎議案第 15 号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部改正について

○社会教育課長

それでは、議案第 15 号 スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部改正についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、議案書の 15 ページからでございますが、17 ページの新旧対照表をご覧ください。

遠征費補助金の宿泊費補助基準上限額の見直しにつきましては、1 月定例教育委員会におきまして、既にご説明申し上げておりますので、詳細につきましては割愛いたしますが、今回第 6 条第 1 項第 2 号アで定めております補助基準上限額 5 千円を、改正後の欄に記載のとおり、職員の旅費支給に関する条例第 18 条に規定する別表中 6 級以下の職員宿泊料 9,900 円、北海道外に宿泊の場合は 12,900 円に、上限額を新たに定めるものでございます。

附則といたしまして、この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 15 号スポーツ文化遠征費補助金交付要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。

○教育長

議案第 15 号について説明がありましたが、ご質問ございましたか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

ないですか。それでは、議案第 15 号については、可決されました。

引き続き、議案第 16 号お願いします。

◎議案第 16 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部改正について

○社会教育課長

引き続き、議案第 16 号 中標津町地域学校協働本部設置要綱の一部改正につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、議案書の 18 ページからでございますが、20 ページ、21 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

地域学校協働本部は学校運営協議会と連携・協働しまして、各学校での地域学校協働活動をサポートすることを目的に設置されておりました。取組を進めていく中で見直す点が出てきたことによりまして、7 月にも統括コーディネーター及び地域コーディネーターに関する一部規定の改正を行ったところでございますが、更に見直しを検討していた事項でございまして、昨日開催されました中標津町生涯学習委員会におきましても、次のように一部改正を行う旨のご説明を申し上げまして、承諾を得たところから、今回ご提案をさせていただくところでございますので、ご承知願いたいと思います。

地域学校協働本部の運営委員会についてでございますが、現行の運営委員会につきましては、生涯学習委員の皆様へ地域学校協働運営委員を併任委嘱してございますが、地域学校運営委員会の活動報告は事務局の方から定期的に生涯学習委員会で行うことが可能でございまして、組織のスリム化と生涯学習委員の負担軽減を図る意味でも、この運営委員会の今後の在り方について検討してまいりました。

その結果、この運営委員会を構成員から除外することとしまして、今回関係する規定を削除するものでございます。また、当初学校サポーターにつきましても、協働本部の構成員となるように規定をしておりましたが、学校サポーターは協働活動に関わる関係機関の一つとなりますことから、構成員には馴染まないため、この学校サポーターに関する規定も併せて、今回削除することとしたものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の左側、改正前の欄をご覧くださいと思います。第 2 条中第 2 号の運営委員会及び第 5 号の学校サポーターを削りまして、次の第 3 条中第 2 号の学校サポーターの登録と、活動を推進する旨の規定を削り、第 5 条の運営委員会の規定を削除、21 ページに移りまして、第 8 条の学校サポーターの規定を削除するものでございます。

附則といたしまして、この要綱は公布の日から施行するものでございます。

最後になりますけれども、今週金曜日 3 月 29 日に地域コーディネーター会議を開催する予定でございまして、今回この要綱の改正の説明と、今年度の活動の振り返りや次年度以降の活動内容を協議する予定でございますので、参考までにご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長

議案第 16 号について説明がありましたが、ご意見ご質問ございますか。

○義盛委員

協働本部と学校サポーターの連絡は十分に行き届くものなんですか。

例えば、学校サポーターには協働本部から依頼はできますよね。答える資料の送付とか、協働本部が必要と認めるものについては、学校サポーターに活動を要請したりとかできるわけですよね。

○社会教育課長

そうですね。基本地域コーディネーターと学校サポーターが繋がっているで、登録の申込等もですね、そこを經由で事務局の方でお預かりして、リスト化し、皆さんに共有させていただいてはいますけれども、学校サポーターの場合、どんどん増えていくものですから、その方々が構成員に入っているのは馴染まないかということで今回これを除外して、協働本部は協働本部で活動し、その下の関係機関の 1 つとして、学校サポーターを位置付けたいなということで、こういう回答になってます。

○義盛委員

すごくイメージしやすかったです。ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。それでは、議案第 16 号については、可決されました。

続きまして、議案第 17 号お願いします。

◎議案第 17 号 中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付要綱の一部改正について

○農業高校

それでは、議案第 17 号 中標津町立北海道中標津農業高等学校遠征費等補助金交付要綱の一部改正について、ご説明させていただきます。

資料の 24 ページをお開き願います。

先程、議案第 15 号 スポーツ文化遠征費補助金の交付要綱の一部改正の説明をさせていただきましたが、その農業高校版という形になります。

要綱の改正につきましては、先程のスポーツ文化遠征費のところと同じ内容の一部改正でございます。宿泊費の基準額が 5,000 円から改正後の 9,900 円、道外については 12,900 円という内容でございます。詳細な説明につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

附則ですが、この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○教育長

議案第 17 号について説明がありました。ご意見ご質問ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。それでは、議案第 17 号については、可決されました。

次は、議案第 18 号お願いします。

◎議案第 18 号 中標津町教育委員会事務局処務規程の一部改正について

○管理課長

それでは、議案第 18 号 中標津町教育委員会事務局処務規程の一部改正について説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案書の 25 ページから 27 ページとなります。

先程、議案第 10 号でご説明をいたしました、教育委員会事務局の人事異動により、新たに学校施設主幹が配置されることに伴い、主幹職の配置に合わせ、第 3 条の職務の一部を改正するものでございます。今回の改正につきましては、議案書の 27 ページをお開きいただき、新旧対照表での説明とさせていただきます。

まず、1 点目でございますが、左側の改正前で第 2 条の 2 項になりますが、生涯学習課に社会教育主事及び学芸員を置くものとするという部分なんです。こちらについて、改正後では社会教育課ということで改正をしているんですが、それについては課名の変更を行ったんですが、この部分が改正されておりませんでしたので、今回、改正漏れということになりますが、今回併せて改正をしたいということでございます。

続きまして、先程の主幹職の配置に伴う部分でございますが、第 3 条の職務というところに、こちらに主幹は上司の命を受け、当該組織の所管に属する特定の事務を処理するというのを加えるということの改正となります。

附則として、議案第 18 号の規程につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○教育長

議案第 18 号について説明がありましたが、ご意見ご質問ございますか。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

よろしいですか。それでは、議案第 18 号については、可決されました。

以上で、議事は終了いたしますが、事務局から連絡等ありますか。

○管理課長

この後、教育委員会終了しまして、引き続き総合教育会議を開催したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これから町長をお呼びする形になりますが、若干の時間をいただいて、準備が出来次第、開催をしていきたいと思いますので、お願いします。

(委員から「ありません」の発言あり)

○教育長

それでは、一旦終了します。お疲れ様でした。